

個人情報等特記事項

1 個人情報の保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）における個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、受託者の従業者が業務上知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 受託者は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前2項に規定する事項を守らなければならない。

(業務の範囲を超えた個人情報の利用の禁止)

第3 受託者は、業務を処理するために必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4 受託者は、業務を処理するために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第5 受託者は、業務を処理するために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の返還等)

第6 受託者は、業務が終了したとき又はこの契約が解除されたときは、業務を処理するために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、速やかに委託者に返還し、又は委託者の指示に従って処理しなければならない。

(事故等の報告)

第7 受託者は、業務を処理するために委託者から提供された個人情報の漏えい、紛失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、直ちに委託者にその旨を報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(検査・指導)

第8 業務を処理するために委託者から提供された個人情報が記録された資料等について、委託者が受託者の利用又は保管の状況を検査・指導するときは、受託者は、これに応じなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第9 委託者は、受託者がこの個人情報の保護に関する特記事項に違反したと認めるときは、催告をすることなく直ちにこの契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(条例の遵守等)

第10 受託者は、個人情報を取り扱う業務の処理に当たっては、苫小牧市個人情報保護条

例（平成7年条例第2号。以下「条例」という。）の規定を遵守し、これに違反した場合は、条例第7章の定めに基づいてそれぞれに定められた刑罰に処されることを確認する。

2 特定個人情報等の取扱いに関する特記事項

(特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守)

第1 受託者は、この契約による業務（以下「業務」という。）の履行に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。また、これらのほか、苫小牧市の定める苫小牧市個人情報保護条例（平成 7 年条例第 2 号。以下「個人情報保護条例」という。）及び苫小牧市特定個人情報等取扱要綱に基づき、特記事項を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受託者は、特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(業務責任者等の届出)

第3 受託者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務責任者及び業務従事者を定め、委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務責任者及び業務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受託者は、業務責任者を変更する場合は、事前に委託者の承諾を得なければならない。

4 受託者は、業務従事者を変更する場合は、事前に委託者に報告しなければならない。

5 業務責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

6 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4 受託者は、特定個人情報等を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に委託者の承諾を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5 受託者は、特定個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6 受託者は、業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受託者は、業務に関わる業務責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書

を提出させなければならない。

(再委託)

第7 受託者は、業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者は、業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託することについて業務の着手前に委託者の承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、受託者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受託者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、委託先の求めに応じて、管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8 受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(特定個人情報等の管理)

第9 受託者は、業務において利用する特定個人情報等を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特定個人情報等の管理を行わなければならない。

- (1) 個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び同事務に従事する事務取扱担当者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。
- (4) 特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された特定個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10 受託者は、業務において利用する特定個人情報等について、業務以外の目的で利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11 受託者は、特定個人情報等の受渡しに関しては、委託者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、委託者に特定個人情報等の預り証を提出しなければならない。

(特定個人情報等の返還又は廃棄)

第12 受託者は、業務の終了時に、業務において利用する特定個人情報等について、委託

者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 受託者は、業務において利用する特定個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日について委託者の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、特定個人情報等の消去又は廃棄に際し、委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、業務において利用する特定個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、特定個人情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、委託者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第1 3 受託者は、委託者から、特定個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、特定個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

- 第1 4 委託者は、業務に係る特定個人情報等の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第1 5 受託者は、業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故（番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる特定個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第1 6 委託者は、受託者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を、催告をすることなく直ちに解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第1 7 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。